

枚方市監査委員告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 3 年（2021 年）7 月 1 日

| | |
|---------|---------|
| 枚方市監査委員 | 勝 山 武 彦 |
| 同 | 分 林 義 一 |
| 同 | 松 岡 ちひろ |
| 同 | 丹 生 真 人 |

1. 監査の対象

(1) 対象部課

危機管理室

(2) 対象事務

令和2年度（2020年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

2. 監査の期間

令和3年（2021年）4月1日（木）から令和3年（2021年）6月30日（水）まで

3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

【意見・要望事項】

[危機管理室]

○新型コロナウイルス感染症等に対応した防災備蓄品の管理状況について

本市では、枚方市地域防災計画において、防災備蓄品の確保についての方針と計画を定め、大阪府と協力して備蓄する重要物資の備蓄基準及び目標量を設定しているが、令和2年9月に大阪府が策定した備蓄方針では、避難所における感染症対策、避難所生活のQOL向上及び在宅避難者への対応が求められ、備蓄が必要な物資も増加している。

避難所における感染症対策や環境整備のための資機材配備については、計画的に進められていたが、備蓄倉庫の実査において、防災備蓄品の実際の有高と在庫管理表の在庫数に相違があるなど、一部に適切な管理が行われていない事例が見受けられた。

災害時には危機管理室以外の職員も備蓄品の搬出に携わることから、備蓄倉庫内の配置図や保存期限の表示方法等については、誰でも一目で分かるように、更なる工夫も必要である。

今後も、市民の生命を守るため、迅速かつ的確な対応ができるよう、防災備蓄品の計画的な整備を行うとともに、災害時を想定した備蓄品の適正な管理を行うよう要望する。